

学

貝リ

(昭和25年4月1日)

改正令和7年4月1日

第1章 総 則

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法により、建学の精神に基づいて女子に対し、家政学に関する実践的専門的な学術技芸を教授し、その応用能力を高め、職業能力を啓培するとともに、人格の完成に努め、真に平和を愛し、民主的文化国家及び社会の形成者を育成することを目的とする。

第1条の2 本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

3 第1項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

第1条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント：FDという。）を行い、その結果を公表するものとする。

第2条 本学は東京家政大学短期大学部と称する。

第3条 本学は東京都板橋区加賀1丁目18番1号にこれを設置する。

第4条 本学に保育科及び栄養科をおく。

2 本学各科の人材養成及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1) 保育科は、子どもの保育について基礎から専門までを理論的に学ぶことにより、子どもの豊かな人格を形成できる学生を育てることを目的とする。実践的な技能と多様な保育技術を身につけ、幼稚園教諭や保育士などの保育者として、社会に貢献できる人材を育成する。
- 2) 栄養科は、社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、臨床栄養、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営の分野で知識、技能を教授し、また教職課程科目を加え、栄養士資格及び教員免許を取得し、多様化する現代の食環境で適切な指導ができる「食と健康」のスペシャリストを育成する。

第5条 本学の修業年限を2年とする。

第6条 本学の定員は、次のとおりとする。

保 育 科	入学定員	120名	収容定員	240名
栄 養 科	入学定員	80名	収容定員	160名
計	入学定員	200名	収容定員	400名

第2章 学 年 暦

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月23日まで

後期 9月24日より翌年3月31日まで

3 1学年間の授業日数は、35週を原則とする。

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- 1) 日曜日
- 2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- 3) 大学創立記念日（5月6日）
- 4) 春期休業 4月1日より同月5日まで
- 5) 夏期休業 7月24日より9月23日まで
- 6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで
- 7) 学年末休業 3月19日より同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、休業日であっても必要に応じ授業及び実習を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず必要がある場合は、休業日を変更、又は臨時に定めることがある。

第3章 教育課程及び履修方法

第9条 人材養成及び教育研究上の目的を達成するために、授業科目は共通科目、専門教育科目及び教職課程科目に分け、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程編成・実施の方針は、別に定める。

第10条 共通科目及び専門教育科目は必修科目と選択科目とに分け、教職課程科目は選択科目とする。

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

3 第2項の授業を実施する科目については、別に定める。

第11条 授業科目を履修し、所定の試験に合格した者には単位を与えるものとする。1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目の単位数は、次の基準によるものとする。

1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、外国語の演習科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、保育士関係及び栄養士関係の資格に係る授業科目の実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

3) 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は別に定める。

第12条 授業科目及び単位数は、別表に定める教育課程表のとおりとする。

第13条 学生は、在籍する科の共通科目及び専門教育科目の中から62単位以上を修得しなければならない。

2 前項に規定する修得単位数は、共通科目10単位以上、専門教育科目48単位以上、合計して62単位以上とする。

3 在籍する科以外の科（以下「他科」という。）で履修し修得した共通科目及び専門教育科目の単位並びに本学と協定を締結している短期大学又は大学で履修し修得した単位は、それぞれ6単位を限度として在籍する科の共通科目の単位に含めることができる。

第13条の2 第13条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第10条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の第1年次に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後に本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の第1年次に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 第1項により修得したものとみなし又は第2項により与えることのできる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。ただし、本学に入学する前に本学において修得した単位数はこの限りではない。

4 第1項及び第2項に関する事項は、別に定める。

第14条の2 本学の学生が他の短期大学又は大学（留学する場合の外国の短期大学又は大学を含む。）において修得した単位を教育上有益と認めるときは、第14条第3項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、これを本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学の学生が行う短期大学又は高等専門学校の専修科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前項により与えることのできる単位数は、第14条第3項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数、並びに第1項の修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項に関する事項は、別に定める。

第15条 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、第13条に規定された科目のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 各科において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

保 育 科	幼稚園教諭二種免許状
栄 養 科	中学校教諭二種免許状（家庭）
	栄養教諭二種免許状

第16条 栄養士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、栄養士法及び同法施行規則に基づく栄養科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

第17条 保育士資格を取得しようとする者は、第13条に規定された科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく保育科の所定の科目の単位を修得しなければならない。

第18条 （削除）

第19条 毎学年に教授する授業科目、授業時間表及び授業担当者は、学年の始めにこれを発表する。ただし、臨時講義については随時発表する。

第20条 学生は毎学年の始めに、当該学年に履修する授業科目を選定して承認を得なければならない。

第21条 本章に規定する正規の授業のほかに、随時課外講義又は講習会を開催することがある。

第4章 入学、休学、転学、留学、退学及び復学

第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第23条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号の一に該当する者でなければならない。

- 1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 5) 文部科学大臣の指定した専修学校の高等課程を修了した者
- 6) 文部科学大臣の指定した者
- 7) 高等学校卒業程度認定試験規則により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の検定を受けなければならない。

第24条の2 前条の入学志願者については、別に定める規程により選考を行う。

2 本学の教育研究上の目的を達成するため、入学者受け入れの方針を定める。

3 入学者受け入れの方針に関する事項は、別に定める。

第25条 本学所定の検定を受ける者は、次の書類に所定の入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- 1) 本学所定の用紙による入学志願票
- 2) 出身学校長の調査書

第26条 本学所定の検定に合格した者は、入学金、教育充実費及び授業料等を指定された期日までに納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第26条の2 本学に入学を許可された者は、本人及び保証人の誓約書を指定された期日までに提出しなければならない。

第27条 保証人は父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認めた時は、その変更を命ずることができる。

第28条 保証人は保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任に任じなければならない。

第29条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果し得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。

第30条 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

第31条 病気その他の理由で引続き3か月以上出席することができない者はその理由を記載し、保証人連署で願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

第32条 休学は当該年度内に限る。ただし、特別の事情のある場合には、引続き更に1年以内休学を許可する。

2 休学は、通算3か年を超えることはできない。

第33条 休学期間中は第50条による授業料は、その4分の1を納めなければならない。

第34条 休学者の復学は前期又は後期の始めとする。ただし、事情によりその変更を許可することがある。

第35条 休学期間は在学年数に算入しない。

第36条 本学に転入学を志願する者は、選考の上これを許可することがある。

第37条 本学の学生で他の短期大学に転入学を志望する者は、所定の手続きを経なければならない。

2 前項に関する規程は別に定める。

第37条の2 外国の短期大学又は大学に留学しようとする者は、所定の手続きを経て教授会の承認を得なければならない。

2 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第37条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学する場合、休学の取り扱いをしないものとする。

3 留学の手続きその他留学に関し必要な事項は、別に定める。

第38条 本学の学生で特別の事情により他科に転科を志望する者は、選考の上これを許可することがある。

2 前項に関する規程は別に定める。

第39条 退学しようとする者は、理由を具し保証人連署で在籍期間内に願い出なければならない。

2 学年の途中で退学する者は、第49条に規定する教育充実費及び第50条に規定する授業料その他の学費を在籍した期に応じて納めなければならない。

第40条 いったん退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

第41条 本学に引続き在学できる期間は4年間とする。

第42条 第32条及び第41条の規定の期間を過ぎた者は、除籍に付する。

第5章 学習の評価と卒業の認定

第43条 所定の授業科目を履修した者に対して、試験等の成績を評価して単位を与える。

2 試験等は、第49条及び第50条に規定する当該期の学費等を納入した者でなければ、受験することはできない。

第44条 試験の方法は筆記試験、口述試験及び論文試験の3種類とする。ただし、平常点をもって試験に代えることができる。

第45条 試験の成績は秀・優・良・可・不可の5級に分ち、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。ただし、授業科目により合・否の2級に分ち、合を合格、否を不合格とする。

第46条 試験に関する事項は、別に定める。

第47条 本学において所定の単位を修得した者には、願い出により単位修得の証明を与える。

第48条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、学修の成果を獲得して所定の単位を修得した者は卒業要件を満たした者とし、学位を授与する。

2 前項により本学を卒業した者に授与する学位の種類、分野はそれぞれ次のとおりとする。

保 育 科	短期大学士（保育）	教育学・保育学関係
栄 養 科	短期大学士（栄養）	家政関係

3 学位授与の方針に関する事項は、別に定める。

第6章 学 費 等

第49条 本学所定の検定に合格した者は、次の学費を指定された期日までに納めなければならない。

入 学 金	240,000 円
教 育 充 実 費	300,000 円（年額）

ただし、教育充実費は入学時に 150,000 円を、残額 150,000 円は1年次後期に納入する。第2年次は 320,000 円を前期・後期に分けて納入するものとする。

第50条 授業料は、年額初年度 700,000 円、第2年次 720,000 円とし、これを2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納めなければならない。

2 前項の授業料のほか、次の実験実習等経費（年間）を指定された期日までに納めなければならない。

保 育 科	50,000 円
栄 養 科	65,000 円

3 第1項の授業料及び前項の実験実習等経費は、経済情勢等の著しい変化が生じた場合にはさらに改定することがある。

第51条 （削除）

第52条 各種資格取得希望の者は、授業料のほか課程ごとに所定の課程費を指定された期日までに納めなければならない。

第52条の2 本学に在学する学生で、学業、人物とも優秀であり、特別な事由により修学困難であると認められた者は、渡辺学園奨学金を受給することができる。

2 前項に関する規程は別に定める。

第53条 第49条に規定する教育充実費の分納額及び第50条に規定する授業料その他の学費の納入を怠った者は、除籍処分に付する。

第53条の2 すでに納めた入学金、授業料その他の学費は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、本学所定の検定に合格した者が、所定の期間内に入学辞退及びすでに納めた学費等の返還を申し出た場合に限り、入学金を除いて返還する。

第7章 賞 罰

第54条 人格及び学業ともに優秀な学生については、教授会の議を経て表彰し、又は特典を与えることがある。

第55条 本学の教育方針に違反し、学生の本分に著しく反する行為があると認められた学生は、教授会の議を経て懲

戒することがある。

第56条 懲戒は、訓戒・停学・退学の3種類とする。

第57条 次の各号の一に該当する者は退学処分に付する。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 3) 正当の理由なく出席常でない者
- 4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第8章 科目等履修生及び外国人留学生

第58条 本学の正規の学生以外の者で、本学の開設する授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を願い出た者があるときは、正規の学生の学修に支障がない限り、教授会の議を経て学長が履修を許可する。

2 前項により履修を許可された者を科目等履修生という。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第59条 (削除)

第60条 (削除)

第61条 科目等履修生の学費は別に定める。

2 科目等履修生の実験実習費その他必要な費用は別に納める。

3 いったん納めた学費、実験実習費及びその他必要な費用は事情の如何にかかわらず返還しない。

4 当該年度に科目等履修生として履修を許可された者が、引き続き次年度以降の前期若しくは後期又は前期・後期に履修を希望し許可されたときは、入学金を免除する。

第62条 科目等履修生及び外国人留学生については、本章の規定のほか、正規の学生に関する規定を準用する。

第63条 外国人で短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第9章 教育研究実施組織等

第64条 本学は、教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

2 本学は、教育研究実施組織を編制するに当たって、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保する。

第65条 本学に学長、科長をおき、また、副学長をおくことができる。

2 学長は校務を掌り、所属教職員を統督する。

3 副学長は学長を助け、命を受けて校務を掌る。

4 科長は当該科を統括し、学長を補佐する。

第65条の2 本学に教授、准教授、講師、助教、助手をおく。

2 教授は特に優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

3 准教授及び講師は優れた知識、能力及び実績を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、かつ研究に従事する。

4 助教は知識及び能力を有する者で、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

5 助手は教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第65条の3 本学に事務職員をおく。

2 事務職員は学長の命により大学の事務を行う。

3 前項に定める事務職員の能力及び資質向上をはかるための組織的な研修等（スタッフディベロップメント：SDという。）を行うものとする。

4 SDに関する事項は、別に定める。

第66条 本学は、教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については、原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら本学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に担当させる。

2 主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

第10章 教授会

第67条 本学に教授会をおく。教授会は教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 教授会は、別に定める教授会規程により教育及び研究に関する事項について審議する。

- 3 教授会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告しなければならない。
 - 1) 学生の入学、卒業及び課程修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
 - 3) 学生の賞罰に関する事項
 - 4) 教育課程及び授業科目の学年配当に関する事項
 - 5) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 4 教授会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長等に報告することができる。
 - 1) 教育・研究及びその施設・設備の計画並びに運営に関する事項
 - 2) 学生の退学、転学、留学及び休学等に関する事項
 - 3) 学習の評価に関する事項
 - 4) 学生の学園生活に関する事項
 - 5) 学部に関わる学則及び諸規程に関する事項
 - イ 制定と改廃に関する事項
 - ロ 適用に関する事項
 - 6) 学部長から諮問された事項
 - 7) 前各号以外の教育・研究に関する事項

第 1 1 章 厚 生 補 導 機 関

第 6 8 条 (削除)

第 6 9 条 本学に学生の健康の保持増進を図るため保健センター（板橋）を設ける。

第 7 0 条 学生の体育向上に資する目的をもって、競技場、体育館その他の球技場を設ける。

2 学生の研修及び福利厚生施設として、箱根仙石セミナーハウスを設ける。

3 学生の研修施設として、狭山セミナーハウスかぜいの森を設ける。

第 7 1 条 本学に学生の厚生のため、学生集会所を設ける。

第 7 2 条 学生の生活を円滑にし、修学の目的達成に協力するために補導機関をおく。

2 補導機関に関する規程は別にこれを定める。

第 1 2 章 図 書 館、博 物 館 及 び 学 修 ・ 教 育 開 発 セ ン タ ー

第 7 3 条 本学に図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第 7 4 条 本学に、生活文化に関する資料を収集・保管・展示・調査し、教育研究に寄与するため、博物館をおく。

2 博物館に関する規程は、別にこれを定める。

第 7 5 条 本学に、学生の学修の充実・向上に資するべく、全学の教育活動の改善に向けて組織的かつ継続的に取り組むことを目的として学修・教育開発センターをおく。

2 学修・教育開発センターに関する規程は、別にこれを定める。

附 則

この学則は、昭和 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 2 7 年 4 月 1 日より施行する。

2 昭和 2 7 年 3 月 3 1 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

1 この学則は、昭和 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

2 昭和 2 8 年 3 月 3 1 日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和29年4月1日より施行する。
- 2 昭和29年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和33年4月1日より施行する。
- 2 昭和33年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和37年4月1日より施行する。
- 2 昭和37年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和38年4月1日より施行する。
- 2 昭和38年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和41年4月1日より施行する。
- 2 昭和41年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月1日より施行する。
- 2 昭和47年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和49年4月1日より施行する。
- 2 昭和49年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日より施行する。
- 2 昭和50年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和51年4月1日より施行する。
- 2 昭和51年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日より施行する。
- 2 昭和52年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和53年4月1日より施行する。
- 2 昭和53年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和54年4月1日より施行する。
- 2 昭和54年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日より施行する。
- 2 昭和55年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日より施行する。
- 2 昭和56年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日より施行する。
- 2 昭和57年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 昭和58年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日より施行する。
- 2 昭和59年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日より施行する。
- 2 昭和60年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日より施行する。
- 2 昭和61年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日より施行する。
- 2 昭和62年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月1日より施行する。
- 2 昭和63年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月1日より施行する。
- 2 平成元年3月31日以前の入学者にあっては、第8条及び第15条の規定並びに第49条の施設維持費の額を除くほか、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 平成元年度に納入する施設維持費は、次のとおりとする。
昭和63年度入学者 123,600円
- 4 入学金については、平成元年3月31日以前に納入する場合の金額は260,000円とし、平成元年4月1日以降納入する場合の金額は267,800円とする。
- 5 聴講生の入学金については、平成元年3月31日以前に納入する場合の金額は20,000円とし、平成元年4月1日以降納入する場合の金額は20,600円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日より施行する。
- 2 平成2年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日より施行する。
- 2 平成3年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日より施行する。
- 2 平成4年3月31日以前の入学者にあっては、第49条の施設維持費の額を除くほか、それぞれ入学時の従前の規定による。
- 3 平成4年度に納入する施設維持費は、次のとおりとする。
平成3年度入学者 194,000円

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日より施行する。
- 2 平成5年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日より施行する。
- 2 平成6年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日より施行する。
- 2 平成7年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 平成7年4月1日から同8年3月31日までに科目等履修生として許可されている者が、引き続き平成8年4月1日以降の前期若しくは後期又は前期・後期に履修を希望し許可されたときは、第61条第4項の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
ただし、第7条及び第8条の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
ただし、第17条の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生又は東京家政大学大学院修了者が、本学に入学する場合、第49条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間150,000円とする。
ただし、現在東京家政大学に在籍している者の転入学については入学金を免除する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前の入学者にあつては、それぞれ入学時の従前の例による。ただし、第34条の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第48条第2項に定める事項については、平成18年3月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生又は東京家政大学大学院修了者が、本学に入学する場合、第49条の規定にかかわらず、その者の入学金の額は当分の間140,000円とする。
ただし、現在東京家政大学に在籍している者の転入学については入学金を免除する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 指定保育士養成施設における1学級の学生数については、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。
- 3 第49条の規定にかかわらず、現在東京家政大学に在籍している者の転入学については入学金を免除する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ従前の例による。ただし、第10条の2及び第13条の2の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ従前の例による。ただし、第10条の2及び第13条の2の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ従前の例による。ただし、第10条の2及び第13条の2の規定については、この限りではない。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ従前の例による。ただし、第10条の2及び第13条の2の規定については、この限りではない。

教 育 課 程 表

I. 共通科目

○共通科目は必修科目・選択科目を合わせて10単位以上修得する。

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
コア科目	自校・初年度教育科目	2	必	
	キャリアデザイン	1	必	
教養科目	日本国憲法	2	選	教必 保育士選
	子どものうた	2	選	保育士選
	生活経営学	2	選	家教必 保育士選
	生命科学	2	選	
	化学	2	選	
	ジェンダー論	2	選	
	家政学原論	2	選	
外国語科目	英語コミュニケーションⅠ	1	必	教必 保育士必
	英語コミュニケーションⅡ	1	選	教必 保育士必
科目情報	パソコン基礎	2	選	教必 保育士必
スポーツと健康科目	からだとスポーツ	1	選	教必 保育士必
	体育と健康	1	選	教必 保育士必
教職（保育）課程科目	教育原論	2	選	幼教必 保育士必 (教職に関する科目)
	教育心理学	2	選	幼教必 (教職に関する科目)
教職（栄養）課程科目	教育原論	1	選	教必 (教職に関する科目)
	教育心理学	1	選	教必 (教職に関する科目)

Ⅱ．専門教育科目

① 保 育 科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて 4 8 単位以上修得する。

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
基礎科目	保育心理学	2	選	保育士必
	子ども家庭福祉	2	必	保育士必
	子どもの保健	2	必	保育士必
	保育原理	2	選	保育士必
	児童文化	1	必	幼教必 保育士選
保育科目	保育者論	1	必	幼教必 保育士必
	保育者論（各論）	1	選	保育士必
	教育・保育制度論	1	選	幼教必 保育士選
	保育の計画と評価	2	選	保育士必
	カリキュラム論	2	選	幼教必
	保育方法論（情報機器の操作を含む）	2	選	幼教必 保育士選
	特別支援教育概論	1	選	幼教必 保育士選
	乳児保育Ⅰ	2	選	保育士必
	乳児保育Ⅱ	1	選	保育士必
保育内容科目	保育内容総論	1	選	幼教必 保育士必
	保育内容の理解と方法 A（体育）	1	選	保育士必
	保育内容の理解と方法 B（音楽）	1	選	保育士必
	保育内容の理解と方法 C（造形）	1	選	保育士必
	保育内容の理解と方法 D（言葉）	1	選	保育士必
	保育内容演習（健康）	1	選	幼教必 保育士必
	保育内容演習（人間関係）	1	選	幼教必 保育士必
	保育内容演習（環境）	1	選	幼教必 保育士必
	保育内容演習（言葉）	1	選	幼教必 保育士必
	保育内容演習（表現）	1	選	幼教必 保育士必
	幼児と健康	1	選	幼教必 保育士選
	幼児と人間関係	1	選	幼教必 保育士選
	幼児と環境	1	選	幼教必 保育士選
	幼児と言葉	1	選	幼教必
	幼児と表現	2	選	幼教必 保育士選

別表（第 1 2 条関係）

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考		
保 育 実 践 科 目	子どもの歌と伴奏	1	選			
	音楽表現	1	選	幼教必	保育士選	
	造形表現	1	選	幼教必	保育士選	
	演劇表現	1	選	幼教必	保育士選	
	保育総合表現	2	選	3 単位以上選択必修		
	保育実践実技 A	1	選			
	保育実践実技 B	1	選			
	保育実践実技 C	1	選			
	保育実践実技 D	1	選			
	保育キャリア支援演習	1	選			
臨 床 科 目	子どもの健康と安全	1	選	保育士必		
	子どもの栄養	2	選	保育士必		
	障がい児保育演習	2	選	保育士必		
	子ども家庭支援論	2	選	保育士必		
	子ども理解と援助	1	選	幼教必	保育士必	
	教育相談	1	選	幼教必	保育士選	
	子ども家庭支援の心理学	2	選	保育士必		
	子育て支援	1	選	保育士必		
福 祉 科 目	社会福祉	2	選	保育士必		
	社会的養護Ⅰ	2	選	保育士必		
	社会的養護Ⅱ	1	選	保育士必		
実 習 科 目	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1	選	保育士必		
	保育実習指導Ⅰ（施設）	1	選	保育士必		
	保育実習Ⅰ	4	選	保育士必		
	保育実習指導Ⅱ	1	選	保育士選	①	①・②どちらかの組合せを3単位保育士選択必修
	保育実習Ⅱ	2	選	保育士選		
	保育実習指導Ⅲ	1	選	保育士選	②	
	保育実習Ⅲ	2	選	保育士選		

② 栄 養 科

○専門教育科目は必修科目・選択科目を合わせて 4 8 単位以上修得する。

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
社会生活と健康	社会福祉概論	1	選	栄士必
	公衆衛生学Ⅰ	2	必	栄士必
	公衆衛生学Ⅱ	1	選	栄士必
人体の機能と構造	解剖生理学Ⅰ	2	必	栄士必
	解剖生理学Ⅱ	2	選	栄士必
	解剖生理学実験	1	必	栄士必
	生化学概論	2	必	栄士必
	生体分子代謝学	2	選	栄士必
	生化学実験	1	選	栄士必
食品と衛生	食品学総論	2	必	家教必 栄士必 F S 必
	食品学各論	2	選	栄士必 F S 必
	食品化学実験Ⅰ	1	必	栄士必 F S 必
	食品化学実験Ⅱ	2	選	
	食品衛生学	2	必	栄士必 F S 必
	食品衛生学実験	1	必	栄士必
	食品加工学（実習を含む）	2	選	F S 必
栄養と健康	基礎栄養学	2	必	家教必 栄士必 F S 必
	応用栄養学	2	選	栄士必
	応用栄養学実習	1	選	栄士必
	臨床栄養学総論	2	必	栄士必
	臨床栄養学各論	2	選	栄士必
	臨床栄養学実習	1	選	栄士必
栄養の指導	栄養指導論Ⅰ	2	必	栄士必
	栄養指導実習Ⅰ	1	必	栄士必
	栄養指導論Ⅱ	2	選	栄士必
	栄養指導実習Ⅱ	1	選	栄士必
	公衆栄養学	2	必	栄士必

別表（第 1 2 条関係）

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
給食の運営	給食管理学	2	選	栄士必
	給食管理実習	2	選	家教必 栄士必
	栄養士校外実習	1	選	栄士必
	栄養士実習	1	選	
	調理学	2	必	栄士必 F S 必
	調理科学実験	1	選	栄士必 F S 必
	基礎調理学実習	1	必	栄士必 F S 必
	応用調理学実習	1	選	栄士必 F S 必
フードスペシャリ	フードスペシャリスト論	2	選	F S 必
	フードコーディネート論	2	選	F S 必
	食品流通経済論	2	選	F S 必
	食品機能論	2	選	F S 必
教科関連科目	住居学概論	2	選	家教必
	保育学概論	2	選	家教必
	被服学概論	2	選	家教必
	被服実習	1	選	家教必
	栄養教諭総論	2	選	栄教必

Ⅲ．教職等に関する科目

1．初等教育（保育科）

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	保育者論	1	必	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	教育・保育制度論	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	特別支援教育概論	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	カリキュラム論	2	選	幼教必 （専門教育科目として開設）
	教育原論	2	選	幼教必 保育士必 （共通科目として開設）
	教育心理学	2	選	幼教必 （共通科目として開設）
領域及び保育内容の指導法に関する科目	幼児と健康	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	幼児と人間関係	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	幼児と環境	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	幼児と言葉	1	選	幼教必 （専門教育科目として開設）
	幼児と表現	2	選	幼教必 （専門教育科目として開設）
	保育内容演習（健康）	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	保育内容演習（人間関係）	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	保育内容演習（環境）	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	保育内容演習（言葉）	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	保育内容演習（表現）	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	保育内容総論	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	保育方法論（情報機器の操作を含む）	2	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
	子ども理解と援助	1	選	幼教必 保育士必 （専門教育科目として開設）
	教育相談	1	選	幼教必 保育士選 （専門教育科目として開設）
教育実践に関する科目	教育実習（幼）	4	選	幼教必
	教育実習事前事後指導（幼）	1	選	幼教必
	教職・保育実践演習	2	選	幼教必 保育士必
大学が独自に設定する科目	音楽表現	1	選	幼教必 保育士選
	造形表現	1	選	幼教必 保育士選
	演劇表現	1	選	幼教必 保育士選
	児童文化	1	必	幼教必 保育士選

2. 中等教育（栄養科）

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	1	選	家教必 （共通科目として開設）
	教職基礎論	1	選	家教必
	教育制度論	1	選	家教必
	教育心理学	1	選	家教必 （共通科目として開設）
	特別支援教育概論	1	選	家教必
	教育課程論	1	選	家教必
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	家庭科教育法Ⅰ	2	選	家教必
	家庭科教育法Ⅱ	2	選	家教必
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と方法	1	選	家教必
	総合的な学習の時間の指導法	1	選	家教必
	特別活動の指導法	1	選	家教必
	教育方法論	1	選	家教必
	教育におけるICT活用	1	選	家教必
	生徒・進路指導論	1	選	家教必
	教育相談の理論と方法	1	選	家教必 栄教二種と共通開設
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（中）	1	選	家教必
	教育実習（中）	4	選	家教必
	教職実践演習（中）	2	選	家教必

3. 栄養教諭（栄養科）

区 分	授 業 科 目	単位数	必選別	備 考
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭総論	2	選	栄教必（専門教育科目として開設）
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	1	選	栄教必（共通科目として開設）
	教職基礎論	1	選	栄教必
	教育制度論	1	選	栄教必
	教育心理学	1	選	栄教必（共通科目として開設）
	特別支援教育概論	1	選	栄教必
	教育課程論	1	選	栄教必
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と方法	1	選	栄教必
	総合的な学習の時間の指導法	1	選	栄教必
	特別活動の指導法	1	選	栄教必
	教育方法論	1	選	栄教必
	生徒指導論（栄養教諭）	1	選	栄教必
	教育相談の理論と方法	1	選	栄教必 中二種（家庭）と共通開設
教育実践に関する科目	教育実習事前事後指導（栄養）	1	選	栄教必
	教育実習（栄養）	1	選	栄教必
	教職実践演習（栄養）	2	選	栄教必